

金沢美術工芸大学国際交流センター規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 11 号

(設置)

第 1 条 国外の大学及び研究機関等との教育や学術の交流を推進し、海外を目指す学生の活動を支援し、世界に金沢美術工芸大学を発信することを目的に、本学に国際交流センター（以下「センター」という。）を置く。

(分掌)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 交流協定締結大学をはじめとした国外の大学との教育研究交流
- (2) 国外の研究機関等との教育研究交流
- (3) 世界を目指す学生の活動支援
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 3 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 理事長が指名する教員
- (3) 事務局職員

2 センター長及び運営委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業の執行)

第 4 条 センター長は、担当する理事の監督のもとに、第 2 条に掲げる事業を総括し、当該センターに属する職員を指揮監督する。

2 運営委員は、第 2 条に掲げる事業に関してセンター長が指示する事業を行う。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。